

更新用

記載例

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認届出書

由利本荘市企業管理者 様

令和8年 2月 3日

指定番号 333

氏名又は名称 株式会社由利本荘水道

郵便番号、住所 〒015-0802 由利本荘市表尾崎町5番地

代表者氏名 代表 由利 太郎

電話番号 0184-22-4375

不可の場合は、公表しません。(以下、業務内容等の記載欄、研修等についても同じ。)

① 日本水道協会大田県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日 (受講を証明する書類（受講証等）の写しを添えてください。)
公表： 可 不可

令和7年 1月 22日 • 未受講

(未受講の場合、その理由) ※非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称 : 株式会社由利本荘水道

実際に事業を行っている事業所の名称・所在地を記入してください。指定申請書の裏面と同じです。

上記事業所の所在地：由利本荘市表尾崎町5番地

●休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）

休業日：日曜日、祝日、第2土曜日、第4土曜日、年末年始、お盆、4/30～5/2

営業日：月曜日から金曜日、第1土曜日、第3土曜日

営業時間：午前8時30分から午後5時15分まで

修繕対応時間：午前8時45分から午後5時まで

公表： 可 不可

●漏水等修繕対応可能箇所（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 凍結解凍 修繕対応不可
その他 () 公表： 可 不可

●対応工事種別（新設、改造等）（該当部に○をつけてください。）

配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設 改造)
水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 改造)

公表： 可 不可

●その他（FAX番号、ホームページアドレス、メールアドレス等）公表： 可 不可

FAX番号 0184-22-4364

メールアドレス : g-kanri@city.yurihonjo.lg.jp

※ 「公表」にはホームページ等への記載も含みます。

※ ホームページでの電話番号やファックス番号の公表を望まない場合は、その旨を「その他」にご記入ください。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

記載例

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条（事業の運営の基準）

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

研修受講実績

研修受講実績のうち、受講者名以外の公表の可否（公表には、ホームページへの公表を含みます）		
受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体名	受講年月日
由本 太郎	日本水道協会秋田県支部	令和7年1月22日
由本 次郎	日本水道協会秋田県支部	令和7年1月22日
由本 三郎	自社内研修 配管研修	令和〇年〇月〇日
水道 学	自社内研修 配管研修	令和〇年〇月〇日
由本 太郎	eラーニング研修公益財団法人給水工事技術振興財団	令和△年△月△日
由本 次郎	eラーニング研修公益財団法人給水工事技術振興財団	令和〇年〇月〇日
由本 三郎	eラーニング研修公益財団法人給水工事技術振興財団	令和☆年☆月☆日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記載例

- ④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切の状況

水道法施行規則第36条（事業の運営の基準）法第25条の8に規定する国土交通省令で定めるは、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水栓への取付口から水道メータまでの工事を施工する場合において、当該工事及び他の埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切な工事を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は、その者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施工しない場合は□欄にレ点を記入すること。

注意) 2ページ前の②業務内容の対応工事種別と同じか確認してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

技能を有する者の状況

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の状況のうち、氏名以外の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

公表： 可 不可

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	保有している資格等(表下※を参照)	工事年度
由本 次郎	○	○	配管技能士	令和7年度
由本 三郎	○	○	検定会合格者	令和7年度
水道 学	○	×		令和7年度

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記載例

②の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所等がある場合

事業所の名称 : 株式会社由利本荘水道 鳥海・矢島事務所

上記事業所の所在地 : 由利本荘市鳥海町伏見字赤渋28番地1

●休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）

休業日 : 日曜日、祝日、第2土曜日、第4土曜日、年末年始、お盆、4/30～5/2

営業日 : 月曜日から金曜日、第1土曜日、第3土曜日

営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで

修繕対応時間 : 午前8時45分から午後5時まで

公表 : 可 不可

●漏水等修繕対応可能箇所（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 凍結解凍 修繕対応不可

その他 ()

表 : 可 不可

) 公

●対応工事種別（新設、改造等）（該当部に○をつけてください。）

配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設 改造)

水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 改造)

公表 : 可 不可

●その他（FAX番号、ホームページアドレス、メールアドレス等）公表 : 可 不可

FAX番号 0184-57-2950

事業所の名称 :

上記事業所の所在地 :

●休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）

休業日 :

営業日 :

営業時間 :

修繕対応時間 :

公表 : 可 不可

●漏水等修繕対応可能箇所（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 凍結解凍 修繕対応不可

その他 ()

) 公

表 : 可 不可

●対応工事種別（新設、改造等）（該当部に○をつけてください。）

配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設 改造)

水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 改造)

公表 : 可 不可

●その他（FAX番号、ホームページアドレス、メールアドレス等）公表 : 可 不可

※ 「公表」にはホームページ等への記載も含みます。

※ ホームページでの電話番号やファックス番号の公表を望まない場合は、その旨を「その他」にご記入ください。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。